

平成 2 9 年 9 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(平成 2 9 年 9 月 1 3 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 8 6 号	五島市税条例の一部改正について	1
議案第 8 7 号	五島市都市計画税条例の一部改正について	3
議案第 8 8 号	五島市奨学資金給付条例の制定について	5
議案第 8 9 号	五島市奨学生審議委員会条例の制定について	7
議案第 9 0 号	五島市奨学基金条例の一部改正について	10
議案第 9 1 号	五島市山本二三美術館条例の制定について	11
議案第 9 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	16
議案第 9 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	18
議案第 9 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	20
議案第 9 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	22
議案第 9 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	24
議案第 9 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	26
議案第 9 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	31
議案第 9 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	36
議案第 100 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	41

議案第 101 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	46
議案第 102 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	51
議案第 103 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	56
議案第 104 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	61
議案第 105 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	66
議案第 106 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	71
議案第 107 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	74
議案第 108 号	工事請負契約の変更について	77
議案第 109 号	公有水面埋立てに関する意見について	78
議案第 110 号	五島市教育委員会委員の任命について	92
議案第 111 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	94
議案第 112 号	平成 29 年度五島市一般会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 113 号	平成 29 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 114 号	平成 29 年度五島市大浜財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 115 号	平成 29 年度五島市交通船事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 116 号	平成 29 年度五島市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 117 号	平成 28 年度五島市一般会計歳入歳出決算	別冊

議案第 118 号	平成 28 年度五島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 119 号	平成 28 年度五島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 120 号	平成 28 年度五島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 121 号	平成 28 年度五島市診療所事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 122 号	平成 28 年度五島市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 123 号	平成 28 年度五島市大浜財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 124 号	平成 28 年度五島市本山財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 125 号	平成 28 年度五島市下水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 126 号	平成 28 年度五島市公設小売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 127 号	平成 28 年度五島市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 128 号	平成 28 年度五島市交通船事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 129 号	平成 28 年度五島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 130 号	平成 28 年度五島市水道事業会計剰余金の処分及び決算	別冊
報告第 13 号	一般社団法人五島市農林総合開発公社の経営状況について	別冊
報告第 14 号	五島風力発電株式会社の経営状況について	別冊
報告第 15 号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第 16 号	平成 28 年度五島市一般会計継続費精算について	別冊

議案第 86 号

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成 16 年五島市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5 条第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の五島市税条例第 61 条の 2 及び附則第 10 条の 2 第 11 項の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 附則第 5 条第 1 項の改正規定による改正後の五島市税条例の規定中個人の

市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、保育施設に係る固定資産税について、わがまち特例が導入されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 87 号

五島市都市計画税条例の一部改正について

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例

五島市都市計画税条例（平成 16 年五島市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「又は第 23 項」を「、第 23 項、第 42 項又は第 44 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 項の条例で定める割合）

- 4 法附則第 15 条第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の五島市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の

年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、保育施設に係る都市計画税について、わがまち特例が導入されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 88 号

五島市奨学資金給付条例の制定について

五島市奨学資金給付条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市奨学資金給付条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学業成績が特に優秀な者であって、経済的な理由により修学が困難なものに対して学資を給付し、有為な人材を育成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第 2 条 この条例により、奨学資金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備える者とする。

- (1) 市内の高等学校を卒業していること。
- (2) 奨学資金の給付を受けようとする年度の初日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により五島市の住民基本台帳に記録された日から 1 年以上引き続き市内に居住している者であって、当該初日以後も引き続き居住しているものの子弟であること。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（短期大学及び大学院を除く。以下同じ。）に在学していること。
- (4) 奨学資金の給付を申請する日において、大学の第 1 学年に所属していること。
- (5) 学業成績が特に優秀であること。
- (6) 経済的理由により修学が困難と認められること。
- (7) 本人と生計を一にする者が市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

(奨学資金の額)

第 3 条 奨学資金の額は、月額 5 万円とする。

(給付期間)

第4条 奨学資金を給付する期間は、奨学資金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）が在学する大学の正規の修学期間とする。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、五島市奨学生審議委員会の選考を経て、市長が決定する。

(奨学資金の停止)

第6条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その期間、奨学資金の給付を停止する。

- (1) 大学を休学したとき。
- (2) 第2条第6号又は第7号に掲げる要件に一時的に該当しないこととなったとき。

(奨学資金の廃止)

第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学資金の給付を廃止する。

- (1) 第2条第2号又は第3号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨学資金の給付を受けたとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認めるとき。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により奨学資金の給付を廃止した場合において、既に給付した奨学資金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

有為な人材を育成するため、奨学資金給付制度を創設することに関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 89 号

五島市奨学生審議委員会条例の制定について

五島市奨学生審議委員会条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市奨学生審議委員会条例

(設置)

第 1 条 五島市奨学資金貸与条例（平成 16 年五島市条例第 218 号）及び五島市奨学資金給付条例（平成 29 年五島市条例第 号）に基づき貸与し、又は給付する奨学資金（以下単に「奨学資金」という。）に関する事務の適正かつ円滑な処理を図るため、五島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に五島市奨学生審議委員会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 奨学資金の貸与又は給付の申込みの審査に関すること。
- (2) 奨学資金の貸与又は給付の停止又は廃止の審査に関すること。
- (3) 奨学資金返還の確保に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めて付議する事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

- (1) 中学校の校長の代表者及び高等学校の校長の代表者 2 人
- (2) 学識経験を有する者 6 人
- (3) 市職員 2 人

(委員の任期等)

第 4 条 前条第 1 号及び第 3 号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員の任期はその本来の職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。た

だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長がともに欠けたときは、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の各機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録の作成)

第8条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(五島市奨学資金貸与条例の一部改正)

2 五島市奨学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第19条から第25条までを削り、第26条を第19条とする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の五島市奨学資金貸与条例（以下「旧奨学資金貸与条例」という。）第21条の規定により委嘱された五島市奨学生審議委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧奨学資金貸与条例第21条の規定により委嘱された五島市奨学生審議委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧奨学資金貸与条例第23条の規定に基づき選任された五島市奨学生審議委員会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により会長又は副会長として選任されたものとみなす。
- 5 この条例の施行前に五島市奨学生審議委員会になされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、審議会になされた諮問とみなし、当該諮問について五島市奨学生審議委員会が行った調査審議の手続は審議会が行った調査審議の手続とみなす。

(提案理由)

五島市奨学資金貸与条例（平成16年五島市条例第218号）に基づき設置する五島市奨学生審議委員会の所掌事務に、奨学資金の給付に係る審査等の事務を加えることに伴い、同委員会の設置について新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第90号

五島市奨学基金条例の一部改正について

五島市奨学基金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

五島市奨学基金条例の一部を改正する条例

五島市奨学基金条例（平成26年五島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第218号）」の次に「及び五島市奨学資金給付条例（平成29年五島市条例第 号）」を加え、「貸与する」を「貸与し、又は給付する」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

五島市奨学基金を、五島市奨学資金給付条例に基づき給付する奨学資金の財源とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第91号

五島市山本二三美術館条例の制定について

五島市山本二三美術館条例案を次のとおり提出する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市山本二三美術館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、山本二三美術館（以下「美術館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び位置)

第2条 郷土出身の画家である山本二三氏の作品その他の優れた美術作品（以下単に「美術作品」という。）を鑑賞する機会を提供することにより、芸術、文化及び観光の振興に資するため、美術館を五島市武家屋敷二丁目2番7号に設置する。

(事業)

第3条 美術館は、前条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術作品の収集、保管、展示及び利用に関する事業
- (2) 広報、出版等の普及活動に関する事業
- (3) 他の美術館等との連携に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開館時間)

第4条 美術館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の規定により臨時に開館し、又は休館しようとするときは、あらかじめ美術館にその旨を掲示するものとする。

(入館料)

第6条 美術館の入館料は、別表のとおりとする。

(入館料の減免)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術館への入館を拒み、又は退館を命ずるものとする。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 美術館の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他美術館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償義務)

第9条 入館者は、故意又は過失により美術館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が入館者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(行為の許可)

第10条 美術館において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) その他市長が特に認める行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を行わない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 美術館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他美術館の管理上支障があるとき。

3 市長は、美術館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(行為の許可の取消し等)

第11条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは制限するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により行為の許可を受けたとき。

(2) 行為の許可の内容又は行為の許可に付された条件に違反したとき。

(3) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了したとき、又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止され、若しくは制限されたときは、当該行為に伴い利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 第10条第1項の許可を受けた者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を当該許可を受けた者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、美術館の管理を、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、法令の定めるところにより市長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 美術館の運営に関する業務

(2) 美術館の施設等の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関する業務

(3) その他市長が美術館の管理上必要があると認める業務

3 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条第1項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、美術館の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

4 第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合の入館料は、第6条の規定にかかわらず、別表に定める金額の範囲内において、当該指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該入館料は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者に美術館の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、5年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

（指定管理者に関する読替え）

第14条 前条第1項の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条、第11条及び第12条（第2項を除く。）の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 美術館の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第6条関係） 入館料（1人1回につき）

区 分			金 額	
			個 人	団体（5人以上の 団体に限る。）
常設 展示	市内に住 所を有す る者	一般	400円	320円
		高校生、中学生 及び小学生		100円
	市内に住 所を有し ない者	一般	400円	320円
		高校生、中学生 及び小学生	200円	160円
企画展示			2,000円の範囲内において、市長が別に 定める額	

備考

- 1 この表において「常設展示」とは、期間の定めのない美術作品の常設の展示をいい、「企画展示」とは、期間又はテーマを設けて美術館が特別に企画する美術作品の展示をいう。
- 2 小学生未満の幼児の入館料は、無料とする。

（提案理由）

郷土出身の画家である山本二三氏の作品等を常設展示する施設として山本二三美術館を整備するため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 92 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
平蔵辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 平蔵辺地
(辺地の人口 610人、面積 5.73km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市平蔵町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市平蔵町3356番1
(3) 辺地度点数 177点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道浦頭・樫ノ浦線は、県道河務・福江線と樫ノ浦地区とを結ぶ生活道路として利用されている。また、樫ノ浦漁港ではマグロの養殖が行われており、大型貨物自動車等の通行が増加している。しかし、この道路は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	260,900	0	260,900	260,900
合計		260,900	0	260,900	260,900

議案第 93 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
松山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 29 年 9 月 13 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 松山辺地

(辺地の人口 1,679人、面積 1.70km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市松山町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市松山町43番4
(3) 辺地度点数 147点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道福江93号線は、県道河務・福江線と戸楽地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この道路は、幅員が狭いため、歩行者と車両とのすれ違い及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	150,000	0	150,000	150,000
合計		150,000	0	150,000	150,000

議案第94号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

田尾・繁敷辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 田尾・繁敷辺地
(辺地の人口 141人、面積 15.30km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町田尾、富江町繁敷
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町田尾1372番1
(3) 辺地度点数 237点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道田尾1号線の寺田2号橋は、田尾地区の集落内を流れる山名川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道田尾1号線の山田1号橋は、田尾地区の集落内を流れる田尾川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	12,698	8,684	4,014	3,800
合計		12,698	8,684	4,014	3,800

議案第95号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
浜窄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 浜窄辺地

(辺地の人口 377人、面積 10.74 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町塩水、三井楽町丑ノ浦、三井楽町波砂間、三井楽町濱窄、三井楽町貝津
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町貝津895番7
- (3) 辺地度点数 286点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道丑ノ浦線及び市道長田尾榎本中長田線は、国道384号と航空自衛隊福江分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	161,820	112,501	49,319	49,260
合計		161,820	112,501	49,319	49,260

議案第96号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
河務辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 河務辺地
(辺地の人口 80人、面積 14.70 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町河務
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町河務699番2
(3) 辺地度点数 233点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道河務1号線の浦ノ川橋は、河務地区の集落内を流れる浦ノ川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後49年が経過しており、主桁の一部が腐食している状況である。このようなことから、この橋の主桁等の補修を行い、橋の延命化及び地域住民の交通の安全を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	17,000	11,628	5,372	5,300
合計		17,000	11,628	5,372	5,300

議案第97号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年12月22日に議決された福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 福江辺地

(辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10
- (3) 辺地度点数 137点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	141,700	0	141,700	141,700

合 計		141,700	0	141,700	141,700

（議案第97号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	前
	<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 （辺地の人口 3, 446人、面積 1. 47k㎡）</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 （辺地の人口 3, 446人、面積 1. 47k㎡）</p>	
<p>1. 辺地の概況</p>	<p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p>	<p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p>	<p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p>
<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p>	<p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業 主体	区 分		特定財源	一般財源	
道路施設		五島市	141,700	0	141,700	141,700
合 計			141,700	0	141,700	141,700

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業 主体	区 分		特定財源	一般財源	
道路施設		五島市	114,000	0	114,000	114,000
合 計			114,000	0	114,000	114,000

議案第98号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された三尾野辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 三尾野辺地

(辺地の人口 1,004人、面積 1.65km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市三尾野二丁目5番1 |
| (3) 辺地度点数 | 143点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道本山32号線は、主要地方道福江・富江線と市道三尾野町・坂ノ上線とを結ぶバイパス的路線である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江378号線、市道福江296号線及び市道福江297号線は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設及び五島海陽高等学校等の公共施設に通じる路線である。しかし、これらの路線は、側溝がなく、また舗装されていないため、利用者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の整備を行い、利用者の交通の利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設があり、住宅が増え続けているが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

(観光又はレクリエーションに関する施設)

五島市中央公園は、昭和58年に開設され、市内のスポーツ拠点として多くの市民が利用している。しかし、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新及び維持管理を計画的に実施する必要がある。このようなことから、老朽化が進んでいる施設及び耐用年数を経過している施設について、計画的に改修を行うことにより、公園施設の安全性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	142,500	0	142,500	142,500
消防施設	五島市	35,670	8,079	27,591	27,500
観光又はレクリエーションに関する施設	五島市	660,779	329,000	331,779	331,700
合計		838,949	337,079	501,870	501,700

（議案第98号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後
	<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 三尾野辺地 （辺地の人口 1,004人、面積 1.65 km²）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市三尾野二丁目5番1</p> <p>（3）辺地度数 143点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設）</p> <p>市道本山32号線は、主要地方道福江・富江線と市道三尾野町・坂ノ上線とを結ぶバイパス的路線である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江378号線、市道福江296号線及び市道福江297号線は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設及び五島海陽高等学校等の公共施設に通じる路線である。しかし、これらの路線は、側溝がなく、また舗装されていないため、利用者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の整備を行い、利用者の交通の利便性の向上を図るものである。</p> <p>（消防施設）</p> <p>この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設があり、住宅が増え続けているが、防火水槽が設置されておらず、今後の水不足が懸念される。このことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>（観光又はレクリエーションに関する施設）</p> <p>五島市中央公園は、昭和58年に開設され、市内のスポーツ拠点として多くの市民</p>	<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 三尾野辺地 （辺地の人口 1,004人、面積 1.65 km²）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市三尾野二丁目5番1</p> <p>（3）辺地度数 143点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設）</p> <p>市道本山32号線は、主要地方道福江・富江線と市道三尾野町・坂ノ上線とを結ぶバイパス的路線である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江378号線、市道福江296号線及び市道福江297号線は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設及び五島海陽高等学校等の公共施設に通じる路線である。しかし、これらの路線は、側溝がなく、また舗装されていないため、利用者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の整備を行い、利用者の交通の利便性の向上を図るものである。</p> <p>（消防施設）</p> <p>この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設があり、住宅が増え続けているが、防火水槽が設置されておらず、今後の水不足が懸念される。このことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p>

が利用している。しかし、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新及び維持管理を計画的に実施する必要がある。このことから、老朽化が進んでいる施設及び耐用年数を経過している施設について、計画的に改修を行うことにより、公園施設の安全性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	142,500	0	142,500	142,500
消防施設	五島市	五島市	35,670	8,079	27,591	27,500
観光又はレクリ エーションに関 する施設	五島市	五島市	660,779	329,000	331,779	331,700
合 計			838,949	337,079	501,870	501,700

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	142,500	0	142,500	142,500
消防施設	五島市	五島市	12,465	2,693	9,772	9,700
合 計			154,965	2,693	152,272	152,200

議案第99号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された野々切辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 野々切辺地

(辺地の人口 611人、面積 3.16km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市野々切町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市野々切町2986番1
(3) 辺地度数 208点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(保育所及び児童館)

社会福祉法人白道福祉会が運営する若草保育園の園舎は、昭和51年に建築された鉄骨造の平屋建ての建物である。しかし、築後40年が経過しており、老朽化が著しいこと、及び耐震診断を行った結果、早急な補修等が必要と判断されたことから、入所児童の安全を確保するために、園舎の耐震化等の対応が必要である。

このようなことから、社会福祉法人白道福祉会が実施する若草保育園の園舎の改築事業に補助を行うことにより、入所児童の安全を確保し、安心して子育てができる環境の整備を図るものである。

(道路施設)

市道本山123号線は、空港や市街地へ通じる生活道路として利用されている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
保育所及び児童館	社会福祉法人白道福祉会	148,500	116,456	32,044	32,000
道路施設	五島市	88,000	0	88,000	88,000

合 計		236,500	116,456	120,044	120,000
-----	--	---------	---------	---------	---------

〈議案第99号参考〉総合整備計画新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変	更	前
<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 野々切辺地 (辺地の人口 611人、面積 3.16k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市野々切町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市野々切町2986番1 (3) 辺地度数 208点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 <u>(保育所及び児童館)</u> 社会福祉法人白道福祉会が運営する若草保育園の園舎は、昭和51年に建築された鉄骨造の平屋建ての建物である。しかし、築後40年が経過しており、老朽化が著しいこと、及び耐震診断を行った結果、早急な補修等が必要と判断されたことから、入所児童の安全を確保するために、園舎の耐震化等の対応が必要である。 このようことから、社会福祉法人白道福祉会が実施する若草保育園の園舎の改築事業に補助を行うことにより、入所児童の安全を確保し、安心して子育てができる環境の整備を図るものである。 <u>(道路施設)</u> 市道本山123号線は、空港や市街地へ通じる生活道路として利用されている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。 このようことから、道路の拡張整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 野々切辺地 (辺地の人口 611人、面積 3.16k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市野々切町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市野々切町2986番1 (3) 辺地度数 208点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 社会福祉法人白道福祉会が運営する若草保育園の園舎は、昭和51年に建築された鉄骨造の平屋建ての建物である。しかし、築後40年が経過しており、老朽化が著しいこと、及び耐震診断を行った結果、早急な補修等が必要と判断されたことから、入所児童の安全を確保するために、園舎の耐震化等の対応が必要である。 このようことから、社会福祉法人白道福祉会が実施する若草保育園の園舎の改築事業に補助を行うことにより、入所児童の安全を確保し、安心して子育てができる環境の整備を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 野々切辺地 (辺地の人口 611人、面積 3.16k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市野々切町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市野々切町2986番1 (3) 辺地度数 208点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 社会福祉法人白道福祉会が運営する若草保育園の園舎は、昭和51年に建築された鉄骨造の平屋建ての建物である。しかし、築後40年が経過しており、老朽化が著しいこと、及び耐震診断を行った結果、早急な補修等が必要と判断されたことから、入所児童の安全を確保するために、園舎の耐震化等の対応が必要である。 このようことから、社会福祉法人白道福祉会が実施する若草保育園の園舎の改築事業に補助を行うことにより、入所児童の安全を確保し、安心して子育てができる環境の整備を図るものである。</p>

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺拠対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
保育所及び児童館	社会福祉法人白道福祉会		148,500	116,456	32,044	32,000
道路施設	五島市		88,000	0	88,000	
合 計			236,500	116,456	120,044	120,000

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺拠対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
保育所及び児童館	社会福祉法人白道福祉会		148,500	116,456	32,044	32,000
合 計			148,500	116,456	32,044	32,000

議案第100号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された富江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 富江辺地

(辺地の人口 2,601人、面積 10.5km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、
富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、
富江町松尾、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番
- (3) 辺地度点数 214点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、商店街がある住宅密集地であるが、既存の防火水槽の1基が老朽化による漏水のため使用できない状況であり、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

月見地区の防火水槽の設置予定地周辺には、住宅及びグループホームがあるが、既存の防火水槽の容量が小さいため、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

(道路施設)

市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	23,651	5,386	18,265	18,100

道路施設	五島市	77,800	0	77,800	77,800
合計		101,451	5,386	96,065	95,900

変	更	後	前
	<p>総合整備計画書（第3次変更）</p> <p>長崎県五島市 富江辺地 （辺地の人口 2,601人、面積 10.5 k m²）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、富江町松尾、富江町山手</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番</p> <p>（3）辺地度数 214点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>（消防施設）</p> <p>この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、商店街がある住宅密集地であるが、既存の防火水槽の1基が老朽化による漏水のため使用できない状況であり、今後の水利不足が懸念される。</p> <p>このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>月見地区の防火水槽の設置予定地周辺には、住宅及びグループホームがあるが、既存の防火水槽の容量が小さいため、今後の水利不足が懸念される。</p> <p>このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>（道路施設）</p> <p>市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 富江辺地 （辺地の人口 2,601人、面積 10.5 k m²）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、富江町松尾、富江町山手</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番</p> <p>（3）辺地度数 214点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、商店街がある住宅密集地であるが、既存の防火水槽の1基が老朽化による漏水のため使用できない状況であり、今後の水利不足が懸念される。</p> <p>このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>月見地区の防火水槽の設置予定地周辺には、住宅及びグループホームがあるが、既存の防火水槽の容量が小さいため、今後の水利不足が懸念される。</p> <p>このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p>	

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
消防施設		五島市	23,651	5,386	18,265	18,100
道路施設		五島市	77,800	0	77,800	77,800
合 計			101,451	5,386	96,065	95,900

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
消防施設		五島市	23,651	5,386	18,265	18,100
合 計			23,651	5,386	18,265	18,100

議案第101号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成27年9月30日に議決された玉之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 玉之浦辺地

(辺地の人口 576人、面積 14.50km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3 |
| (3) 辺地度点数 | 258点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(消防施設)

井持浦地区の防火水槽の設置予定地周辺には、大型飲食店や数件の住宅があるが、近辺の防火水槽は500メートル以上離れており、また、海域は岸壁になっているため海からの取水ができない状況である。

このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な初期消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

(飲用水供給施設)

玉之浦地区においては、浄水施設の取水から導送水、浄水及び配水までの運転状況を、五島市玉之浦支所に設置している監視システムにより管理している。しかし、平成26年4月から、五島市玉之浦支所に配属されている担当職員を五島市役所本庁に集約する計画であり、同システムを監視する職員が平成29年度までにいなくなる予定である。

このようなことから、五島市役所本庁に浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを整備することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

戸町切、井持浦及び井持地区においては、既設の送水管及び配水管の老朽化が進んでおり、漏水の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。

このようなことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険玉之浦診療所のX線撮影装置は、平成6年3月に購入したものである。しかし、購入後19年が経過しており、画像の鮮明度が低下し、また、保守部品保有期間の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが考えられる。

このようなことから、新たにX線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦診療所の薬剤分包機は、平成8年10月に購入したものである。しかし、購入後21年が経過し、長期の使用による部品の老朽化が進んでおり、また、製造会社の統合等により、故障しても、部品の修理及び取替えができない状況である。

このようなことから、新たに薬剤分包機を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦歯科診療所のX線診断装置は、平成4年9月に購入したものである。しかし、購入後24年が経過し、装置が故障により使用不能となっており、また、保守部品保有期間の終了により修理するための部品が確保できない状況である。

このようなことから、新たにX線診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

(道路施設)

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	8,732	2,618	6,114	6,100
飲用水供給施設	五島市	138,139	103,369	34,770	34,700
診療施設	五島市	12,640	6,320	6,320	6,200
道路施設	五島市	23,600	0	23,600	23,600
合計		183,111	112,307	70,804	70,600

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書(第3次変更)</p> <p>長崎県五島市 玉之浦辺地 (辺地の人口 576人、面積 14.50k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 (2) 地域を中心の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3 (3) 辺地度数 258点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (消防施設) 井持浦地区の防火水槽の設置予定地周辺には、大型飲食店や数件の住宅があるが、近辺の防火水槽は50メートル以上離れており、また、海域は岸壁になっていないため海からの取水ができない状況である。 このようことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な初期消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。 (飲用水供給施設) 玉之浦地区においては、浄水施設の取水から導送水、浄水及び配水までの運転状況を、五島市玉之浦支所に設置している監視システムにより管理している。しかし、平成26年4月から、五島市玉之浦支所に配属されている担当職員を五島市役所本庁に集約する計画であり、同システムを監視する職員が平成29年度までにいなくなる予定である。 このようことから、五島市役所本庁に浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを整備することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 戸町切、井持浦及び井持地区においては、既設の送水管及び配水管の老朽化が進んでおり、漏水の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。 このようことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 (診療施設) 国民健康保険玉之浦診療所のX線撮影装置は、平成6年3月に購入したものである。しかし、購入後19年が経過しており、画像の鮮明度が低下し、また、保守部品保有</p>	<p>総合整備計画書(第2次変更)</p> <p>長崎県五島市 玉之浦辺地 (辺地の人口 576人、面積 14.50k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町玉之浦 (2) 地域を中心の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3 (3) 辺地度数 258点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (消防施設) 井持浦地区の防火水槽の設置予定地周辺には、大型飲食店や数件の住宅があるが、近辺の防火水槽は50メートル以上離れており、また、海域は岸壁になっていないため海からの取水ができない状況である。 このようことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な初期消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。 (飲用水供給施設) 玉之浦地区においては、浄水施設の取水から導送水、浄水及び配水までの運転状況を、五島市玉之浦支所に設置している監視システムにより管理している。しかし、平成26年4月から、五島市玉之浦支所に配属されている担当職員を五島市役所本庁に集約する計画であり、同システムを監視する職員が平成29年度までにいなくなる予定である。 このようことから、五島市役所本庁に浄水施設の運転状況を一括管理できるシステムを整備することにより、地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 戸町切、井持浦及び井持地区においては、既設の送水管及び配水管の老朽化が進んでおり、漏水の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。 このようことから、老朽管の布設替を行うことにより漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 (診療施設) 国民健康保険玉之浦診療所のX線撮影装置は、平成6年3月に購入したものである。しかし、購入後19年が経過しており、画像の鮮明度が低下し、また、保守部品保有</p>

期間の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが考えられる。

このようことから、新たにX線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦診療所の薬剤分包装机は、平成8年10月に購入したものである。しかし、購入後21年が経過し、長期の使用による部品の老朽化が進んでおり、また、製造会社の統合等により、故障しても、部品の修理及び取替えができない状況である。このようことから、新たに薬剤分包装机を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険玉之浦歯科診療所のX線診断装置は、平成4年9月に購入したものである。しかし、購入後24年が経過し、装置が故障により使用不能となっており、また、保守部品保有期間の終了により修理するための部品が確保できない状況である。このようことから、新たにX線診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

(道路施設)

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 費の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	8,732	2,618	6,114	6,100
飲用水供給施設	五島市	138,139	103,369	34,770	34,700
診療施設	五島市	12,640	6,320	6,320	6,200
道路施設	五島市	23,600	0	23,600	23,600
合計		183,111	112,307	70,804	70,600

期間の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが考えられる。

このようことから、新たにX線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 費の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	五島市	8,732	2,618	6,114	6,100
飲用水供給施設	五島市	138,139	103,369	34,770	34,700
診療施設	五島市	6,300	3,150	3,150	3,100
合計		153,171	109,137	44,034	43,900

議案第102号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 濱ノ畔辺地

(辺地の人口 1,748人、面積 10.53km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 |
| (3) 辺地度数 | 213点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道里仁田尾線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこの路線が利用されている。しかし、この路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険三井楽診療所のX線撮影装置は、平成4年12月に設置している。しかし、設置後23年が経過し、老朽化に伴う基盤の故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理もできない状況である。現在、往診用の携帯型X線撮影装置を代用しているが、撮影できる部位が制限されているため、医師の診断に支障を来している状況である。

このようなことから、新たに一般X線撮影装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	162,735	112,621	50,114	49,900
診療施設	五島市	5,346	1,080	4,266	4,260

合 計		168,081	113,701	54,380	54,160

（議案第102号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後
変	更	前
<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1, 748人、面積 10.53km²）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5</p> <p>(3) 辺地度数 213点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設）</p> <p>市道里仁田尾線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこの路線が利用されている。しかし、この路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設）</p> <p>国民健康保険三井楽診療所のX線撮影装置は、平成4年12月に設置している。しかし、設置後23年が経過し、老朽化に伴う基盤の故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理もできない状況である。現在、往診用の携帯型X線撮影装置を代用しているが、撮影できる部位が制限されているため、医師の診断に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、新たに一般X線撮影装置を整備することで、地域医療の充実に図るものである。</p>	<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1, 748人、面積 10.53km²）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5</p> <p>(3) 辺地度数 213点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設）</p> <p>市道里仁田尾線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこの路線が利用されている。しかし、この路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設）</p> <p>国民健康保険三井楽診療所のX線撮影装置は、平成4年12月に設置している。しかし、設置後23年が経過し、老朽化に伴う基盤の故障により使用不能となっており、保守部品保有期間の終了により修理もできない状況である。現在、往診用の携帯型X線撮影装置を代用しているが、撮影できる部位が制限されているため、医師の診断に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、新たに一般X線撮影装置を整備することで、地域医療の充実に図るものである。</p>	

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	162,735	112,621	50,114	49,900
診療施設	五島市	五島市	5,346	1,080	4,266	4,260
合 計			168,081	113,701	54,380	54,160

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	88,290	61,225	27,065	27,050
診療施設	五島市	五島市	5,346	1,080	4,266	4,260
合 計			93,636	62,305	31,331	31,310

議案第103号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された岳辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 岳辺地

(辺地の人口 530人、面積 9.37km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町岳、三井楽町澗ノ元
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1
- (3) 辺地度点数 305点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道柏線の柏線5号橋は、柏地区の集落内を流れる宮山川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道柏線の柏線6号橋は、柏地区の集落内を流れるふぜん川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	

道路施設	五 島 市	310, 118	214, 754	95, 364	94, 980
合 計		310, 118	214, 754	95, 364	94, 980

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 岳辺地 （辺地の人口 530人、面積 9.37k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町岳、三井楽町割ノ元</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1</p> <p>（3）辺地度数 305点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道柏線の柏線5号橋は、柏地区の集落内を流れる宮山川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道柏線の柏線6号橋は、柏地区の集落内を流れるふせん川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 岳辺地 （辺地の人口 530人、面積 9.37k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>（1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町岳、三井楽町割ノ元</p> <p>（2）地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1</p> <p>（3）辺地度数 305点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道柏線の柏線5号橋は、柏地区の集落内を流れる宮山川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道柏線の柏線6号橋は、柏地区の集落内を流れるふせん川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	区分	区 分		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		310,118	214,754	95,364	94,980
合 計			310,118	214,754	95,364	94,980

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	区分	区 分		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		176,125	122,246	53,879	53,850
合 計			176,125	122,246	53,879	53,850

議案第104号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成27年9月30日に議決された嵯峨島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 嵯峨島辺地

(辺地の人口 187人、面積 3.17km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三井楽町嵯峨島 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市三井楽町嵯峨島29番1 |
| (3) 辺地度点数 | 292点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(診療施設)

二次離島であるこの地区においては、医療機関は国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所しかなく、診療科目は内科、外科及び小児科のみである。地区住民が歯科を受診するには、島外の医療機関に、1日に2便しかない定期船とバスを乗り継いで行かなければならず、容易に歯科受診ができない状況である。

このようなことから、国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所に歯科を増設し、改修工事及び必要な医療機器の整備を行うことにより、地域医療の充実を図るものである。

二次離島であるこの地区においては、医療機関は国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所しかなく、過疎化及び高齢化が進む中、当該診療所の役割は大きなものとなっている。しかし、当該診療所には、血液ガス分析装置が無いため、患者の血液の状態を正確に把握することが困難な状況である。

このようなことから、血液ガス分析装置を整備することにより、地域医療の充実を図るものである。

(教職員住宅)

二次離島であるこの地区においては、小中学校の教職員住宅が整備されているが、そのうちの1棟は、昭和45年に建てられたコンクリートブロック造2階建ての住宅で、築後45年が経過しており、外壁にひび割れが生じるなど老朽化が著しい状況である。

このようなことから、新たに教職員住宅を建設することにより、教職員の住環境の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	

診療施設	五島市	14,778	4,678	10,100	10,000
教職員住宅	五島市	86,799	9,323	77,476	74,000
合計		101,577	14,001	87,576	84,000

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書（第3次変更）</p> <p>長崎県五島市 嵯峨島辺地 （辺地の人口 187人、面積 3.17k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町嵯峨島 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町嵯峨島29番1 (3) 辺地度数 292点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (診療施設) 二次離島であるこの地区においては、医療機関は国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所しかなく、診療科目は内科、外科及び小児科のみである。地区住民が歯科を受診するには、島外の医療機関に、1日に2便しかない定期船とバスを乗り継いで行かなければならず、容易に歯科受診ができないう状況である。 このようなことから、国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所に歯科を増設し、改修工事及び必要な医療機器の整備を行うことにより、地域医療の充実を図るものである。 二次離島であるこの地区においては、医療機関は国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所しかなく、過疎化及び高齢化が進む中、当該診療所の役割は大きなものとなっている。しかし、当該診療所には、<u>血液ガス分析装置が無いため、患者の血液の状態を正確に把握することが困難な状況である。</u> このようなことから、<u>血液ガス分析装置を整備することにより、地域医療の充実を図るものである。</u> (教職員住宅) 二次離島であるこの地区においては、小中学校の教職員住宅が10棟整備されている。今回、建て替えを予定している教職員住宅は、昭和45年に建てられたコンクリートブロック造の2階建ての住宅である。しかし、築後45年を経過しており、外壁にひび割れが生じるなど老朽化が著しい状況である。 このようなことから、新たに教職員住宅を建設することにより、教職員の住環境の充実を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 嵯峨島辺地 （辺地の人口 187人、面積 3.17k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町嵯峨島 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町嵯峨島29番1 (3) 辺地度数 292点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (診療施設) 二次離島であるこの地区においては、医療機関は国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所しかなく、診療科目は内科、外科及び小児科のみである。地区住民が歯科を受診するには、島外の医療機関に、1日に2便しかない定期船とバスを乗り継いで行かなければならず、容易に歯科受診ができないう状況である。 このようなことから、国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所に歯科を増設し、改修工事及び必要な医療機器の整備を行うことにより、地域医療の充実を図るものである。 (教職員住宅) 二次離島であるこの地区においては、小中学校の教職員住宅が10棟整備されている。今回、建て替えを予定している教職員住宅は、昭和45年に建てられたコンクリートブロック造の2階建ての住宅である。しかし、築後45年を経過しており、外壁にひび割れが生じるなど老朽化が著しい状況である。 このようなことから、新たに教職員住宅を建設することにより、教職員の住環境の充実を図るものである。</p>

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
診療施設	五島市	五島市	14,778	4,678	10,100	10,000
教職員住宅	五島市	五島市	86,799	9,323	77,476	74,000
合 計			101,577	14,001	87,576	84,000

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
診療施設	五島市	五島市	13,374	3,976	9,398	9,300
教職員住宅	五島市	五島市	86,799	9,323	77,476	74,000
合 計			100,173	13,299	86,874	83,300

議案第105号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された中岳南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 中岳南部辺地

(辺地の人口 256人、面積 7.30km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 |
| (3) 辺地度点数 | 217点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道中嶽北部南部1号線の高田橋は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる鱈川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道中嶽北部33号線の八本木橋(4号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道松山中嶽南部1号線の中川橋は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる中川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後45年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋(2号)は、岐宿町柿ノ木場地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(林道)

林道中岳線周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な桧又は杉の人工林が全体の約8割を占めているが、林道の一部が舗装されておらず、効率的な森林整備ができない状況である。

このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	70,050	49,035	21,015	20,900
林道	五島市	31,170	15,583	15,587	15,500
合計		101,220	64,618	36,602	36,400

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書(第3次変更)</p> <p>長崎県五島市 中岳南部辺地 (辺地の人口 256人、面積 7.30km²)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 (3) 辺地度数 217点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)</p> <p>市道中嶽北部南部1号線の高田橋は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる鯉川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道中嶽北部33号線の八本木橋(4号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の中川橋は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる中川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後45年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋(2号)は、岐宿町柿ノ木場地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>(林道)</p>	<p>総合整備計画書(第2次変更)</p> <p>長崎県五島市 中岳南部辺地 (辺地の人口 256人、面積 7.30km²)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2 (3) 辺地度数 217点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)</p> <p>市道中嶽北部南部1号線の高田橋は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる鯉川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道中嶽北部33号線の八本木橋(4号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の中川橋は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる中川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後45年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道松山中嶽南部1号線の柿之木場橋(2号)は、岐宿町柿ノ木場地区の集落内を流れる柿之木場川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>(林道)</p>

林道中岳線周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な桧又は杉の人工林が全体の約8割を占めているが、林道の一部が舗装されおらず、効率的な森林整備ができない状況である。

このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	70,050	49,035	21,015	20,900
林道	五島市	五島市	31,170	15,583	15,587	15,500
合 計			101,220	64,618	36,602	36,400

林道中岳線周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な桧又は杉の人工林が全体の約8割を占めているが、林道の一部が舗装されおらず、効率的な森林整備ができない状況である。

このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	70,050	49,035	21,015	20,900
林道	五島市	五島市	24,030	12,000	12,030	12,000
合 計			94,080	61,035	33,045	32,900

議案第106号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成29年3月28日に議決された西海辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 西海辺地

(辺地の人口 213人、面積 4.93km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16
(3) 辺地度点数 239点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

白這地区と宿輪地区との間は、平成25年度からのマグロ養殖業者の新規参入に伴い、大型車両の通行が見込まれている。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び白這～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、新規に白這地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(飲用水供給施設)

西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	281,538	0	281,538	281,500
飲用水供給施設	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600
合計		322,066	30,924	291,142	291,100

（議案第106号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	変	更	前																																																																																																
総合整備計画書（第3次変更）		総合整備計画書（第2次変更）																																																																																																			
長崎県五島市 西海辺地 (辺地の人口 213人、面積 4.93km ²)		長崎県五島市 西海辺地 (辺地の人口 213人、面積 4.93km ²)																																																																																																			
1. 辺地の概況	(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16 (3) 辺地度数 239点	(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16 (3) 辺地度数 239点	(1) 辺地の概況	(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16 (3) 辺地度数 239点	(1) 辺地の概況																																																																																																
2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)	白遠地区と宿輪地区との間は、平成25年度からのマグロ養殖業者の新規参入に伴い、大型車両の通行が見込まれている。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び白遠～江上線は、幅員が狭いため車両間の離れが困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このことから、新規に白遠地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (飲用水供給施設) 西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	白遠地区と宿輪地区との間は、平成25年度からのマグロ養殖業者の新規参入に伴い、大型車両の通行が見込まれている。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び白遠～江上線は、幅員が狭いため車両間の離れが困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このことから、新規に白遠地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (飲用水供給施設) 西海地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。このことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地域住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。	2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)	2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)	2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)																																																																																																
3. 公共的施設の整備計画	平成25年度から平成29年度まで 5年間	平成25年度から平成29年度まで 5年間	3. 公共的施設の整備計画	平成25年度から平成29年度まで 5年間	3. 公共的施設の整備計画																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>281,538</td> <td>0</td> <td>281,538</td> <td>281,500</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>40,528</td> <td>30,924</td> <td>9,604</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>322,066</td> <td>30,924</td> <td>291,142</td> <td>291,100</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	281,538	0	281,538	281,500	飲用水供給施設	五島市	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600	合計			322,066	30,924	291,142	291,100	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>235,477</td> <td>0</td> <td>235,477</td> <td>232,300</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>40,528</td> <td>30,924</td> <td>9,604</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>276,005</td> <td>30,924</td> <td>245,081</td> <td>241,900</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	235,477	0	235,477	232,300	飲用水供給施設	五島市	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600	合計			276,005	30,924	245,081	241,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>235,477</td> <td>0</td> <td>235,477</td> <td>232,300</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>40,528</td> <td>30,924</td> <td>9,604</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>276,005</td> <td>30,924</td> <td>245,081</td> <td>241,900</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	五島市	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	235,477	0	235,477	232,300	飲用水供給施設	五島市	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600	合計			276,005	30,924	245,081	241,900
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																																																																															
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																																																																
道路施設	五島市	五島市	281,538	0	281,538	281,500																																																																																															
飲用水供給施設	五島市	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600																																																																																															
合計			322,066	30,924	291,142	291,100																																																																																															
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																																																																															
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																																																																
道路施設	五島市	五島市	235,477	0	235,477	232,300																																																																																															
飲用水供給施設	五島市	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600																																																																																															
合計			276,005	30,924	245,081	241,900																																																																																															
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																																																																															
	五島市	五島市		特定財源	一般財源																																																																																																
道路施設	五島市	五島市	235,477	0	235,477	232,300																																																																																															
飲用水供給施設	五島市	五島市	40,528	30,924	9,604	9,600																																																																																															
合計			276,005	30,924	245,081	241,900																																																																																															

議案第107号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成28年10月12日に議決された船廻辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 船廻辺地

(辺地の人口 244人、面積 4.19km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町船廻481番5
(3) 辺地度点数 267点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道田岸～矢神線は、定期バスが運行され、地域住民が頻繁に利用する幹線道路である。しかし、当該道路は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備を実施し、地域住民の生活環境の整備及び交通の安全を図るものである。

市道田岸～矢神線の第2江川橋は、田岸地区の集落内を流れる江川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後22年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	113,100	13,370	99,730	99,700
合計		113,100	13,370	99,730	99,700

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後	変 更 前																																																		
<p style="text-align: center;">総合整備計画書(第1次変更)</p> <p style="text-align: center;">長崎県五島市 船廻辺地 (辺地の人口 244人、面積 4,19k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町船廻481番5</p> <p>(3) 辺地度数 267点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>市道田岸～矢神線は、定期バスが運行され、地域住民が頻繁に利用する幹線道路である。しかし、当該道路は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このことから、道路の舗装整備を実施し、地域住民の生活環境の整備及び交通の安全を図るものである。</p> <p>市道田岸～矢神線の第2江川橋は、田岸地区の集落内を流れる江川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後22年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: right;">平成28年度から平成32年度まで 5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>113,100</td> <td>13,370</td> <td>99,730</td> <td>99,700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>113,100</td> <td>13,370</td> <td>99,730</td> <td>99,700</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	5	0	113,100	13,370	99,730	99,700	合計			113,100	13,370	99,730	99,700	<p style="text-align: center;">総合整備計画書</p> <p style="text-align: center;">長崎県五島市 船廻辺地 (辺地の人口 244人、面積 4,19k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町泊、奈留町船廻</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町船廻481番5</p> <p>(3) 辺地度数 267点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>市道田岸～矢神線は、定期バスが運行され、地域住民が頻繁に利用する幹線道路である。しかし、当該道路は、整備後の年数の経過による路面のひび割れ、わだち掘れ等が発生しており、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このことから、道路の舗装整備を実施し、地域住民の生活環境の整備及び交通の安全を図るものである。</p> <p>市道田岸～矢神線の第2江川橋は、田岸地区の集落内を流れる江川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後22年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。</p> <p>このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: right;">平成28年度から平成32年度まで 5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>73,100</td> <td>13,370</td> <td>59,730</td> <td>59,700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>73,100</td> <td>13,370</td> <td>59,730</td> <td>59,700</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	5	0	73,100	13,370	59,730	59,700	合計			73,100	13,370	59,730	59,700
施設名		事業主体			事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																											
	五島市		特定財源	一般財源																																															
道路施設	5	0	113,100	13,370	99,730	99,700																																													
合計			113,100	13,370	99,730	99,700																																													
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																													
	五島市			特定財源	一般財源																																														
道路施設	5	0	73,100	13,370	59,730	59,700																																													
合計			73,100	13,370	59,730	59,700																																													

議案第108号

工事請負契約の変更について

平成28年7月25日に議決された議案第65号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 760,287,600円」を「4 工事請負金額 818,961,840円」に改める。

(提案理由)

緑丘小学校校舎改築工事(1期建設、1期改修)【建築】に係る工事請負契約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年五島市条例第50号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第109号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次の公有水面の埋立てに関して、支障がない旨の意見を述べるものとする。

平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面 積 (平方メートル)	用 途	出 願 者
(1工区) 長崎県五島市岐宿町河務字 壘平47番5に隣接する里 道から46番2に至る地先 公有水面	100.52		
(2工区) 長崎県五島市岐宿町河務字 壘平46番2から42番4 に至る地先公有水面	11.08	道路用地	長崎県
(3工区) 長崎県五島市岐宿町河務字 壘平42番4から39番3 に至る地先公有水面	244.39		

(提案理由)

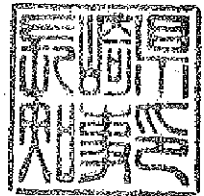
公有水面埋立法第3条第1項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

29 港 許 第 5 号
29 河 第 1 5 6 号
平成29年 8月 7日

五 島 市 長 様

長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道



公有水面埋立法第3条に基づく公有水面埋立免許願書
にかかる意見の徴取について (お願い)

標記について、別紙のとおり長崎県から公有水面埋立免許にかかる願書が提出されたので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項に基づき貴職の意見を求めます。

なお、意見については、公有水面埋立法第3条第4項により議会の議決を経ることとされていることから、議決書を添えて4月以内に送付いただきますようお願いいたします。

【担当及び連絡先】

長崎県土木部港湾課管理班 宮崎
(TEL) 095-894-3053 (直)
(FAX) 095-821-9246

公有水面埋立免許願書

29五振道 第 32 号

平成29年 7月 6日

長崎県知事 中村法道 殿

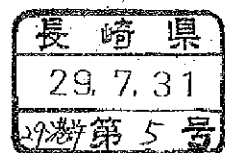
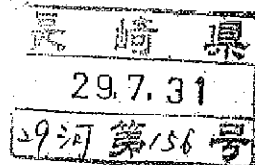
出願人	所在地	長崎県長崎市江戸町2番13号
	名称	長崎県
代表者	住所	長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
	氏名	長崎県知事 中村法道



公有水面埋立法第2条1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので

下記により、出願します。

記



1、埋立区域

1.1.区

(1)位置

長崎県五島市岐宿町河務字豊平47番5に隣接する里道から46番2に至る地先公有水面。

(2)区域

次の①の地点から⑯の地点まで順次直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点を結ぶ平成28年秋分の満潮位と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点 五島市岐宿町河務字豊平53番29に隣接する第三河務橋右岸下流側橋台
(2級基準点 NO.3 金属標)

北緯 32度44分07.4083秒

東経128度46分45.8743秒

①の地点	基点から	319度02分26秒	98.759mの地点
②の地点	①の地点から	230度56分22秒	0.670mの地点
③の地点	②の地点から	324度03分32秒	9.094mの地点
④の地点	③の地点から	324度46分23秒	10.164mの地点
⑤の地点	④の地点から	324度33分03秒	8.349mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	331度42分05秒	1.818mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	322度58分21秒	2.763mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	326度35分47秒	7.320mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	327度41分57秒	8.878mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	326度34分41秒	11.147mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	326度44分17秒	17.591mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	326度32分58秒	3.253mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	326度32分20秒	19.156mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	326度32分19秒	12.365mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	325度47分37秒	7.601mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	323度23分16秒	4.712mの地点

(3)面積

100.52m²

2工区

(1)位置

長崎県五島市岐宿町河務字量平46番2から42番4に至る地先公有水面。

(2)区域

次の㉑の地点から㉒の地点まで順次直線で結んだ線及び㉒の地点と㉑地点を結ぶ平成28年秋分の満潮位と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点 1工区と同じ

㉑の地点	基点から	322度46分11秒	225.698mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	322度59分55秒	1.657mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	320度55分05秒	10.006mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	316度28分54秒	3.911mの地点

(3)面積

11.08m²

3工区

(1)位置

長崎県五島市岐宿町河務字豊平42番4から39番3に至る地先公有水面。

(2)区域

次の ㉑ の地点から ㉓ の地点まで順次直線で結んだ線及び ㉓ の地点と ㉑ の地点を結ぶ平成28秋分の満潮位と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点 1工区に同じ

㉑ の地点	基点から	316度38分45秒	313.098mの地点
㉒ の地点	㉑ の地点から	282度53分14秒	9.398mの地点
㉓ の地点	㉒ の地点から	281度21分31秒	6.677mの地点
㉔ の地点	㉓ の地点から	277度28分55秒	10.091mの地点
㉕ の地点	㉔ の地点から	276度06分16秒	10.006mの地点
㉖ の地点	㉕ の地点から	278度28分45秒	5.663mの地点
㉗ の地点	㉖ の地点から	285度34分46秒	4.926mの地点
㉘ の地点	㉗ の地点から	288度35分49秒	6.259mの地点
㉙ の地点	㉘ の地点から	299度04分39秒	4.887mの地点
㉚ の地点	㉙ の地点から	307度49分56秒	5.894mの地点
㉛ の地点	㉚ の地点から	316度01分56秒	5.652mの地点
㉜ の地点	㉛ の地点から	327度03分17秒	5.228mの地点
㉝ の地点	㉜ の地点から	335度28分03秒	4.766mの地点

(3)面積

244.39m²

工区	埋立面積
1工区	100.52m ²
2工区	11.08m ²
3工区	244.39m ²
合計	355.99m ²

2、埋立に関する工事の施行区域

1工区

(1)位置

長崎県五島市岐宿町河務字豊平47番5、47番5に隣接する里道、46番2及び42番4の各地内ならびに47番5に隣接する里道から42番4に至る地先公有水面。

(2)区域

次の㊶の地点から㊸の地点まで順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊶の地点を結ぶ線により囲まれた区域。

基点 五島市岐宿町河務字豊平53番29に隣接する第二河務橋右岸下流側橋台

(2級基準点 NO.3 金属標)

北緯 32度44分07.4083秒

東経128度46分45.8743秒

㊶の地点	基点から	320度36分37秒	92.016mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	236度32分25秒	22.000mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	326度32分25秒	158.920mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	56度32分23秒	19.000mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	131度49分16秒	11.808mの地点

(3)面積

3,479.19 m²

2工区

(1)位置

長崎県五島市岐宿町河務字壘平42番4、39番2、39番3の各地内及び42番4から39番3に至る地先公有水面

(2)区域

次の㊦の地点から㊨の地点まで順次直線で結んだ線及び㊨の地点と㊦の地点を結ぶ線により囲まれた区域。

基点 埋立区域と同じ

㊦の地点	基点から	318度05分03秒	305.312mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	199度51分34秒	16.270mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	277度33分48秒	70.520mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	321度28分28秒	41.882mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	51度20分47秒	21.724mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	124度43分00秒	35.851mの地点

(3)面積

2,521.27 m²

3、埋立地の用途

道路用地

4、設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

DL+1.83 m～DL+5.86m (道路縦断計画)

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
道路護岸	基礎+ ブロック積擁壁	[基礎工]コンクリート基礎 [本体工]ブロック(控え35cm) [裏埋工]裏込砕石(RC40) [上部工]天端コンクリート(ガードレール基礎) [天端高]DL+1.670m～DL+3.570m
	基礎+ 大型ブロック積擁壁	[基礎工]コンクリート基礎 [本体工]大型ブロック(控え150cm) [裏埋工]裏込砕石(RC40) [上部工]天端コンクリート(ガードレール基礎) [天端高]DL+3.574m～DL+6.294m

(3) 埋立に関する工事の施行方法

①埋立法

本埋立工事は、一体的に施行、竣功させることとし、陸上工事により外周施設である道路護岸を先に概成させることで、計画道路護岸により公有水面と埋立区域を遮断する。

その後、本路線の改良工事で発生する公共残土(コンクリート塊等の廃棄物を含まないものに限る)を埋立区域内に投入する工法をとる。

②埋立てに関する工事の施行順序

本埋立工事は、道路計画による道路護岸工事が主であり、基礎工事に先立ち、計画護岸の前面に並行して、汚濁防止膜を展張したあと、大型ブロックの基礎工事の掘削を行い、基礎コンクリート完成後、ブロック及び大型ブロックを積み上げ平行して裏込砕石(RC40)を投入積み上げを行い、完成後にその背後に陸上から埋土の投入を行い埋立地を概ねの地盤に仕上げる。

これにより道路護岸を概成させ、埋立区域と公有水面とを完全に遮断した時点で汚濁防止膜を撤去する。

その後、天端コンクリート(ガードレール基礎兼用)の打設、埋土の追加、投入、整地、転圧を行い道路舗装工及びガードレール等を設置して埋立てに関する工事を竣功させる。

③埋立てに用いる上砂等の種類

公共残土(コンクリート塊等の廃棄物を含まないものに限る。)

④公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

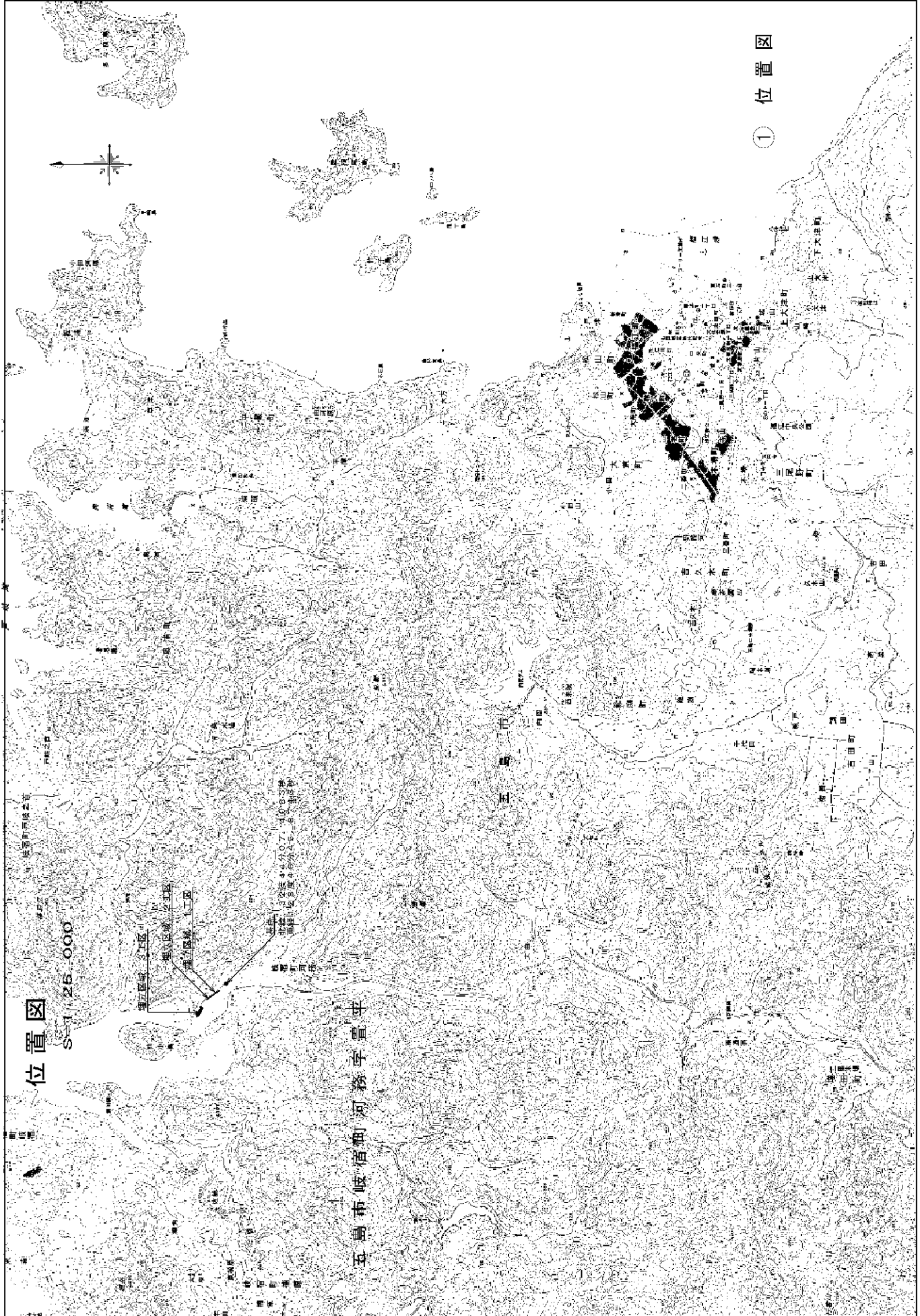
5、埋立に関する工事に要する期間

4年

添付図書の日録

1. 埋立必要理由書
2. 設計概要説明書
3. 資金計画書
 - (1) 埋立に関する工事に要する費用の額
 - (2) (1)の費用に充てる資金の調達方法
4. 埋立に関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類。
5. 処分計画書
6. 環境保全に関する措置を記載した図書
7. 公共施設の配置及び規模について説明した図書
8. 法第4条第3項の権利を有する者に関する調書
9. 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
10. 埋立に用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
11. 直前3ヶ月以内に撮影した埋立区域の写真
12. 字図(14条地図の写し)・全部事項証明書
13. 添付図書

図面の名称	枚数	縮尺
1. 位置図	1葉	S=1:25,000
2. 一般平面図	1葉	S=1:1,000
3. 実測平面図	1葉	S=1:500
4. 埋立区域表示図	1葉	S=1:500
5. 施行区域表示図	1葉	S=1:500
6. 求積平面図(埋立区域)	1葉	S=1:500
7. 求積平面図(施行区域)	1葉	S=1:500
8. 埋立地縦断面図	2葉	H=1:500 V=1:100
9. 埋立地横断面図	5葉	S=1:100
10. 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	1葉	S=1:500
11. ブロック積工構造図	1葉	S=1:100
12. ブロック積工展開図	2葉	S=1:100
13. 大型ブロック積工構造図	1葉	図示
14. 大型ブロック積工展開図	1葉	S=1:100
15. 排水構造物工構造図	2葉	S=1:20
16. 排水構造物工詳細図	1葉	図示
17. 道路標準断面図	1葉	S=1:50
18. プレキャストガードレール基礎工構造図	4葉	図示
19. プレキャストガードレール基礎工展開図	5葉	S=1:100
20. 防護柵工構造図	1葉	図示
21. 海 図	1葉	S=1:100,000



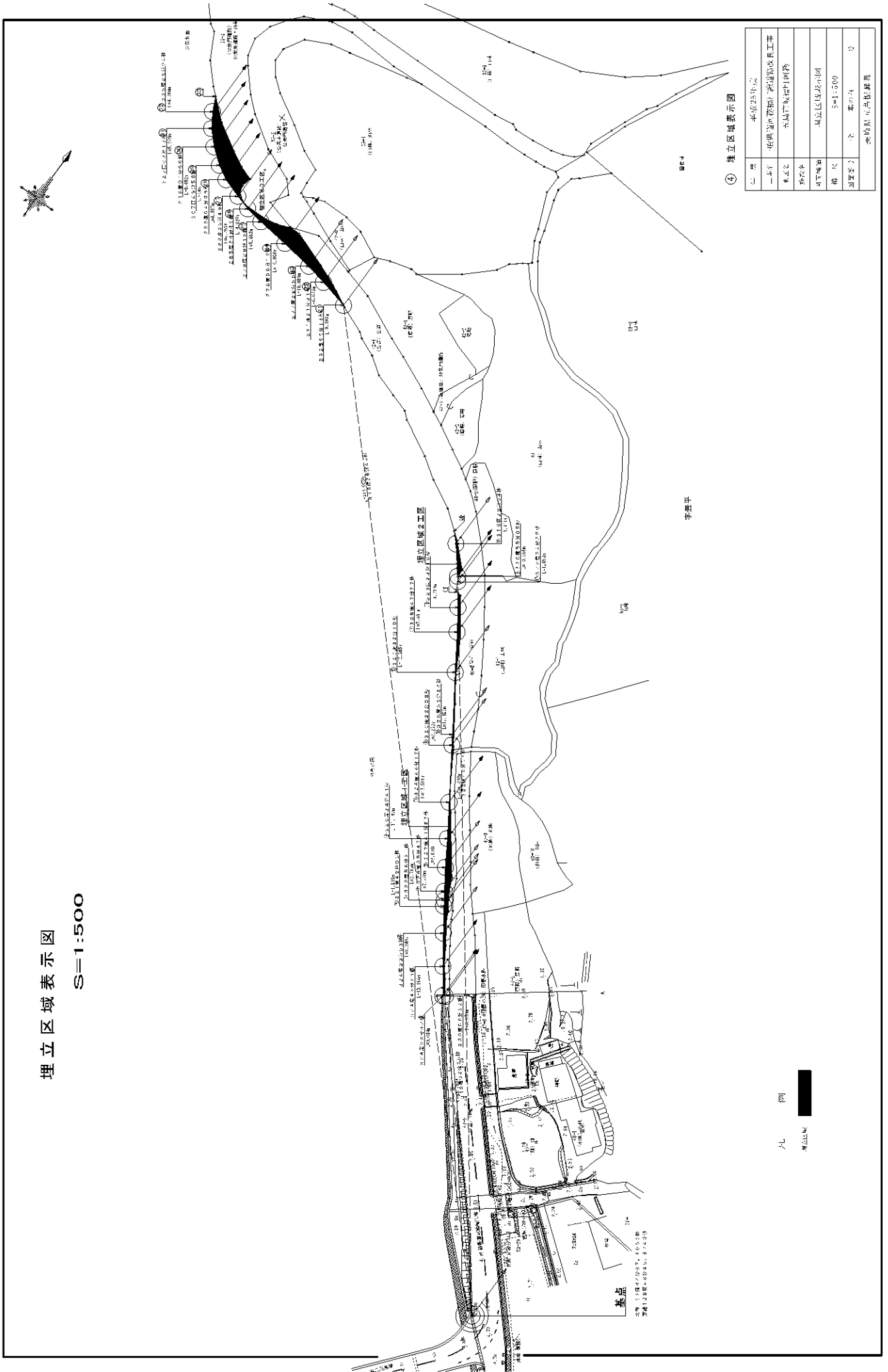
位置図

Scale 1:25,000

五島市岐宿御河孫字富平

① 位置図

埋立区域表示图
S=1:500



④ 埋立区域表示图

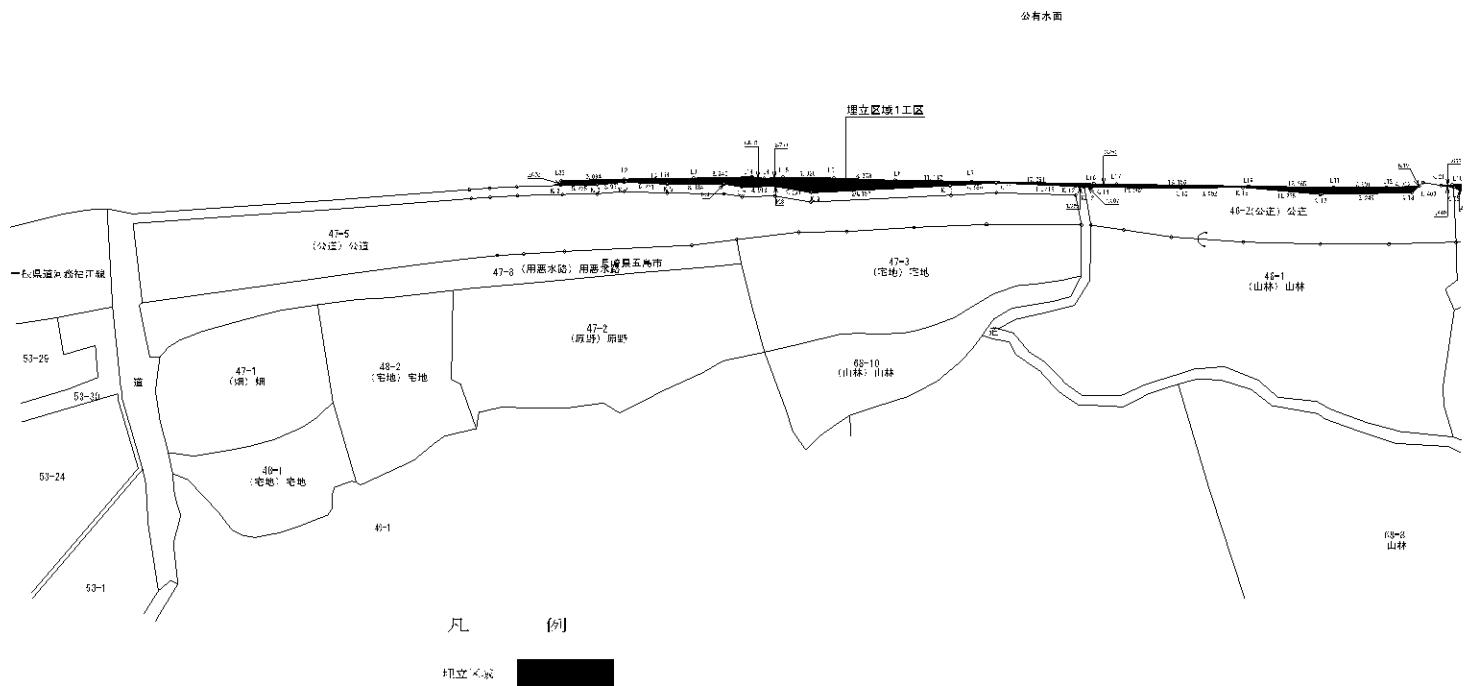
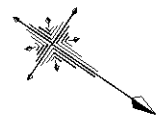
工程	平成25年度
工事名	埋立区域表示图
所在地	千葉県市川市
図面番号	埋立区域表示图
縮尺	S=1:500
製図者	〇
検査者	〇

凡例

埋立区域

求積平面図(埋立区域) S=1:1,000

地番	埋立区域1工区			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1}-Y_{n+1}}	X _{n+1}-Y_{n+1}}
L33	-25018.213	-6760.241	-6.558	170198.207992
L4	-2502.556	-6760.376	-1.221	30102.468758
L7	-2502.323	-6760.242	-0.705	30095.629185
L14	-25016.432	-6760.729	-6.704	115506.042200
L4	-25014.651	-6759.7448	-2.520	73211.513326
L15	-25012.248	-6760.410	-6.644	148190.000496
L1	-25006.531	-6760.340	-8.774	25453.393116
L8	-25003.020	-6762.639	-0.684	30326.443220
L7	-25006.725	-6760.452	-6.748	477386.794088
L16	-25015.017	-6761.172	-7.411	821563.48497
L17	-25012.001	-6760.895	-6.295	323256.000586
L10	-25005.322	-6760.527	-7.320	503260.874362
L11	-25046.008	-6763.345	-7.091	321540.52346
L12	-25049.720	-6766.216	-7.052	204891.031790
K18	-25015.533	-6760.428	-6.440	41928.34162
K18	-25016.288	-6766.097	6.050	-242104.681420
K17	-25047.095	-6766.470	6.181	-381351.052368
K16	-25046.541	-6765.996	6.552	-204411.129218
K15	-25044.302	-6766.766	7.253	-223716.503240
K14	-25015.005	-6764.532	7.624	-226236.835042
K13	-25015.051	-6764.830	7.110	-25147.796688
K12	-25017.540	-6764.240	6.601	-113314.003446
K11	-25006.738	-6763.219	6.154	-225292.002752
K10	-25014.395	-6762.236	6.266	-431368.781790
K9	-25008.052	-6762.053	4.532	-115734.012764
K8	-25012.777	-6760.739	4.898	-144476.638192
K7	-25012.037	-6760.029	5.263	-110939.838188
K6	-25016.196	-6760.378	6.652	-110811.668392
K5	-25016.592	-6760.339	7.920	-220201.84106
K4	-25017.159	-6760.621	6.211	-110270.23056
K3	-25014.244	-6760.536	6.510	-110598.862240
K2	-25018.438	-6760.521	2.613	-12573.745474
合計				2810407.6
面積				106.9209870
合計面積				106.9209870
埋立				106.92



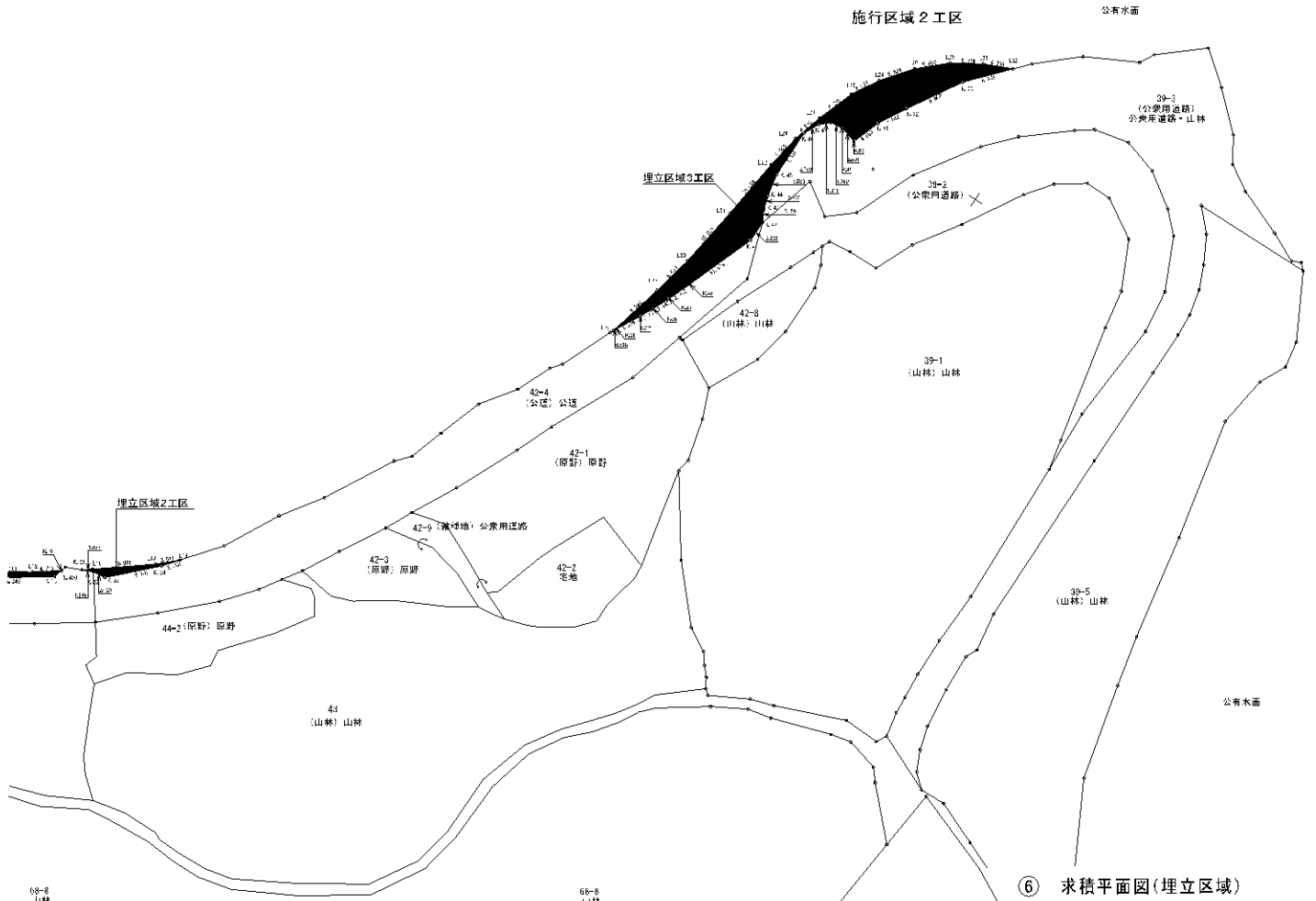
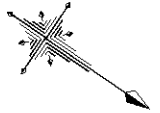
求積平面図(埋立区域)

S=1:1,000

地番	埋立区域2工区			
	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _n (m)	X _{n+1} - X _n (Y _{n+1} - Y _n × 1/2)
K10	-28533.774	-67679.234	0.204	-5902.46828
K21	-2858.705	-67673.127	-0.024	2926.06192
K22	-2859.705	-67673.127	-0.024	2926.06192
K23	-2859.698	-67673.083	-6.784	18239.071232
K24	-28623.217	-67676.311	-6.874	24352.046752
L19	-28621.438	-67682.292	0.272	-5985.833552
L15	-28644.284	-67679.838	0.001	-28037.486234
L18	-28652.251	-67673.331	3.315	-21132.621855
			合計	-22,116.61
			面積	1,025,945
			合計面積	1,025,945
			地積	1.08 m

地番	埋立区域3工区			
	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _n (m)	X _{n+1} - X _n (Y _{n+1} - Y _n × 1/2)
L26	-28635.416	-67730.568	2.656	-25118.577536
C16	-28635.117	-6779.151	-4.313	124511.728271
C37	-28633.217	-67735.029	-2.302	171218.710376
C38	-28632.219	-67733.119	-4.772	135523.2261
C18	-28641.549	-67726.819	-4.423	165520.65524
C40	-28678.629	-67763.242	-14.859	420122.1031
C41	-28678.619	-67742.172	-14.467	428221.077968
C42	-28678.610	-67726.528	-4.287	182527.742200
C43	-28678.621	-67725.544	-4.016	175528.509258
C44	-28677.310	-67782.043	-9.353	180555.048900
C45	-28678.021	-67785.467	-11.302	205581.926279
C46	-28678.014	-67784.354	-10.977	204982.22906
C47	-28677.628	-67795.574	-4.783	188026.420249
C48	-28675.624	-67792.112	-1.350	45812.527500
C49	-28673.725	-67797.484	0.545	-10528.990576
C50	-28673.624	-67795.576	-3.758	167732.571288
C51	-28685.428	-67891.153	-8.979	239444.449225
C52	-28685.222	-67805.723	-12.366	374668.810026
C53	-28682.024	-67814.123	-14.214	421783.704676
L32	-28680.012	-67828.322	-4.125	180416.821200
L31	-28682.628	-67818.828	4.622	-159121.877906
L25	-28685.413	-67815.513	3.707	-159242.203208
L30	-28680.423	-67811.531	2.576	-24721.294657
L24	-28673.628	-67809.528	3.828	-25732.127248
L29	-28678.423	-67802.423	18.200	-284618.483009
L23	-28677.429	-67706.123	10.077	-385324.730803
L28	-28678.722	-6779.528	10.248	-282778.822032
L22	-28678.627	-67786.327	15.020	-43678.208850
L21	-28682.621	-67775.428	15.954	-257525.928204
L20	-28682.025	-67796.423	15.951	-47321.004755
L27	-28683.320	-67733.627	15.707	-423270.307140
		合計		488,783.07
		面積		24,422,732.95
		合計面積		24,422,732.95
		地積		244.29 m

地番	面積	地積
埋立区域1工区	109.82	m ²
埋立区域2工区	1,025.95	m ²
埋立区域3工区	24,422.73	m ²
合計面積	25,558.50	m ²



年度	平成26年度	
工事名	般県道河務省江線道路改良工事	
地名	五島市波宿町河務	
施設名		
図面種別	求積平面図(埋立区域)	
縮尺	S=1:1,000	
図面番号	企	葉の内 号
長崎県五島振興局		

議案第110号

五島市教育委員会委員の任命について
次の者を五島市教育委員会委員に任命する。

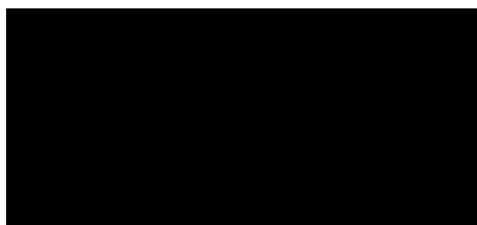
平成29年9月13日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

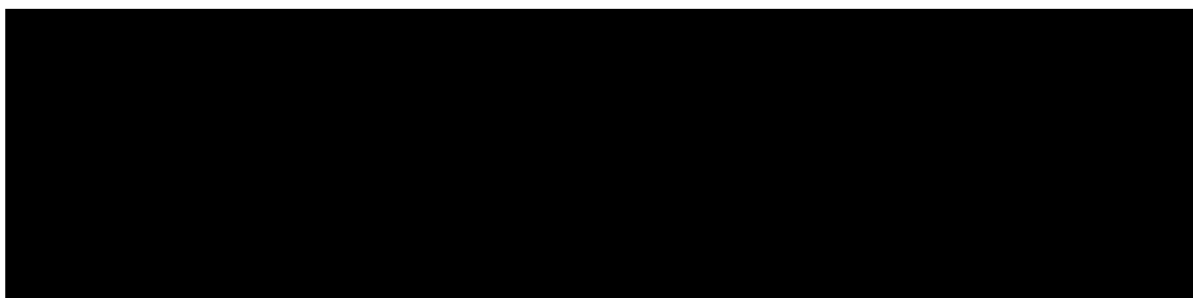


(提案理由)

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第110号参考〉

略 歴



任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
	平成25年10月20日	平成29年10月19日	
	平成26年10月20日	平成30年10月19日	
	平成28年10月20日	平成32年10月19日	
	平成28年10月20日	平成32年10月19日	

議案第111号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

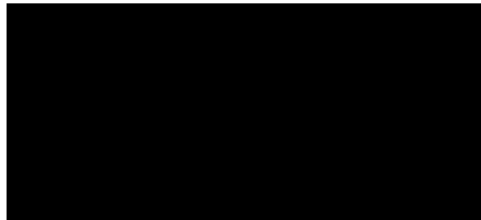
平成29年9月13日提出

五島市長 野口市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

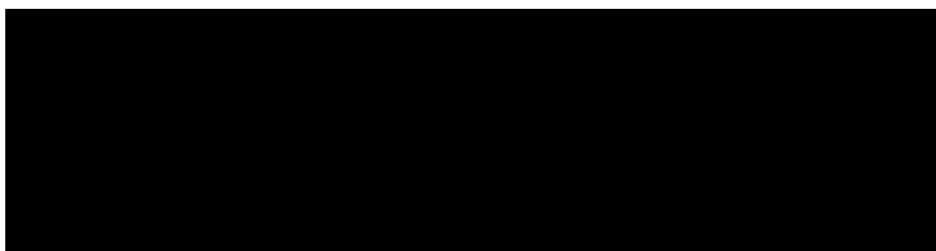


(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第111号参考〉

略 歴



任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
[Redacted Name]	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
	平成26年10月 1日	平成29年12月31日	
	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	

